

# 仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

## 第 1 件名

令和 7 年度 市場動向調査業務委託

## 第 2 事業目的

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）及び東京都（以下「都」という。）は、ターゲットとする対象市場において、旅マエの旅行行動や興味・関心などプロモーションの基礎となる情報をアンケート調査により入手・把握し、TCVB 及び都が実施する各市場への効果的・効率的なプロモーション施策の検討材料とする。

## 第 3 契約期間

令和 7 年 7 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 第 4 履行場所

TCVB の指定する場所

## 第 5 調査概要

### (1) 調査対象市場

中国（上海、北京）、香港、台湾、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、インド、アメリカ（ニューヨーク、ロサンゼルス）、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ブラジル、メキシコ、UAE、サウジアラビア、カタール、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド 計 30 市場

### (2) 調査内容

海外市場動向調査（一般顧客 BtoC 調査）を実施すること（詳細は第 6 委託内容を参照）。

## 第 6 委託内容

### (1) 調査全体に関すること

- ア スケジュールを作成し、履行にあたり進捗状況を綿密に TCVB に報告し、その指示に従うこと。
- イ 受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するための体制を整備すること。
- ウ TCVB との打ち合わせを行うこと。打ち合わせ回数は、受託後 2 週間以内のキックオフミーティング 1 回、調査実施前に 2 回程度、調査終了後 1 回程度、（結果報告及び

振り返り)を目安とする。また TCVB の求めに応じて、適宜調査状況の報告を行うこと。

- エ TCVB 及び都が実施するプロモーション施策(例:海外レップ事業、ブランド PR 事業等)を把握し、必要に応じ調査票に反映すること。
- オ 特定の企業、機関のみに利することのないよう、中立的な立場から公平性に十分配慮しながら調査を実施すること。
- カ 現地市場における調査実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上で行うこと。また、GDPR (EU 一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation)) にも配慮すること。
- キ TCVB の調査であるとして協力を強制しないこと。また、調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないよう十分に配慮すること。
- ク 本調査の委託者は TCVB であるが、調査実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあるものとする。

## (2)海外市場動向調査の実施(一般顧客 BtoC 調査)

- ア 調査対象市場は第 5 (1) に記載のとおりとする。
- イ 対象市場における、市民の海外旅行状況及び訪都旅行に関する意識等を把握するための調査を実施すること。
- ウ 調査はオンライン調査を基本とした定量調査とすること。また、東京への旅行が期待できる一般市民を対象とすること。
- エ オンライン調査のサンプル数は各市場 500 程度とすること。また、性別、各年齢層の傾向把握ができるよう、統計的に十分信頼がおけるサンプル数を確保するとともに、原則として、以下のとおり、調査対象の割付けを行うこと。
  - (ア) 性別 2 区分(男、女)
  - (イ) 年齢 5 区分(20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代以上)の計 10 区分で均等割付ただし、WEB アンケートに回答するモニター登録者数の制約から、上記の性、年齢 10 区分での均等回収が難しい市場では、TCVB の承認を得た上で他の年齢階層でサンプル数を補完すること。
- オ 調査の設問数はおよそ 45 問程度とし、別途 TCVB が提供する日本語の調査票を基本に、これを各市場の現地語に翻訳及びネイティブチェックしたものを用い調査を実施すること。なお、設問は、必要に応じて都及び TCVB の実施するプロモーション施策及び対象市場の特性等を踏まえ、調整すること(例:調査対象に応じた SNS の種類等)。
- カ 自由回答項目は現地語から日本語に翻訳を行うこと(1 市場あたり日本語 2,200 (全設問の合計) 字程度を想定)。
- キ 定量調査の測定時期は、対象市場間で大きなずれがないよう、適切な時期に実施すること。

ク やむを得ない事情等によりサンプル数が極端に少なかった場合等、オンライン調査等の定量調査で把握できなかった傾向については、グループインタビュー等の定性調査（オンライン実施可）を必要に応じて適宜実施するなどして、定性的に補強すること。

### (3) 調査概要書の作成

市場動向調査結果については、ローデータで提出すること。また、調査の内容や時期、手法、対象等を記載した調査概要書を提出すること。調査概要書の提出にあたっては、調査結果のローデータとともに、令和7年11月10日までに提出すること。

## 第7 成果品

本事業終了後に、以下の(1)から(3)をTCVBの指定する場所に納入すること。なお、以下(2)と(3)は都が令和6年度に構築したデータマーケティングプラットフォームに格納することを予定している。よって、成果品の納品方式については別途都やTCVBの指示のもと対応する可能性があることを前提とすること。(1)(3)の電子データは、Microsoft社製 Word・Excel・PowerPoint 等により編集可能な形式及びPDFファイルにて提出すること。

### (1) 調査概要書 電子データ

### (2) 市場別調査結果（ローデータ、ラベル対応表、GT表、自由回答一覧（和訳データ含む）） 電子データ

※エクセルを想定するが、TCVBより別途指定する。

※市場別に提出し、GT表については市場毎にシートをまとめたファイルを別途提出すること。

### (3) 調査で使用した各資料等一式 電子データ

※確定版の調査票、アンケート調査画面データを含む

## 第8 納入場所

TCVBの指定する場所

## 第9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第10 秘密の保持

受託者は、第9によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 第 11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*第 14 に定めるところによる。

\*[https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyosho\\_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx)

## 第 12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 第 13 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり第 9 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf)

\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx)

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ア 本事業の調査を通じて得た回答者の全ての情報（氏名、性別、メールアドレス、回答等）
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報も同様に個人情報とみなす。
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」\*\*\*\*及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*に定められた事項を遵守すること。

\*\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/security\\_houshin.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf)

また、第 9 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ア TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もア及びイと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

## 第14 支払方法

- (1) 契約代金の支払いについて  
受託者への支払は、委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。
- (2) 完了報告と成果物の提出について  
別紙「委託完了届」を提出すること。

## 第15 その他

- (1) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては TCVB と協議のもと進めること。
- (4) 本事業の全ての納入物は、都が広報目的等で利用することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (5) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。

<連絡先> 公益財団法人東京観光財団 観光事業部  
電話：03-5579-2683